

職員の懲戒処分について

本市職員が令和6年2月29日にひき逃げなどの疑いで逮捕されました事案が発生し、令和6年4月1日に懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

このような不祥事により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、公務への信頼を大きく損ないましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、全力を挙げて職員の綱紀の保持に努めてまいります。

1 職員の処分

- | | |
|-----------|---|
| (1) 被処分者 | 健康福祉部中央健康づくりセンター
主任 竹田 玉城 (女、60歳) |
| (2) 処分年月日 | 令和6年4月1日(月) |
| (3) 処分内容 | 減給10分の1(1月) |
| (4) 事件の概要 | 令和6年2月29日午前8時頃、自家用車で講義予定であった勤務場所へ直接出勤する途中、浜松市中央区湖東町の交差点において、自身が運転する自動車で左折した際に左後方の安全確認を怠り、坂道を下る自転車の高校生と接触し、全治7日間程度の怪我をさせたうえ逃げた疑いにより逮捕された。なお、この件については、令和6年3月19日付で不起訴処分となった。 |
| (5) 処分の理由 | この職員の行為は、公務員にあってはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、本市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき減給10分の1(1月)とするものである。 |

2 再発防止策

令和6年3月5日付で、全職員向けに「綱紀の粛正について」を通知し、今一度、職員は全体の奉仕者であることの自覚を促し、高い倫理観を保持するよう周知を図った。

令和6年4月9日、全課長を対象とした「課長会議」で、所属職員の倫理意識の向上を図り、不祥事を根絶するため、指導徹底を図った。